

福岡市NPO・ボランティア交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市NPO・ボランティア交流センター条例（平成14年福岡市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 福岡市NPO・ボランティア交流センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前10時から午後10時まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日については、午前10時から午後6時まで）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎月の第4水曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(利用者の心得)

第4条 センターを利用しようとする者又はセンターを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけること。
- (2) センターの施設、付属設備等（以下「施設等」という。）を破損し、滅失し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 館内を不潔にしないこと。
- (5) 許可なく動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）又は危険物を持ち込まないこと。
- (6) 許可なく物品を販売し、又は展示しないこと。
- (7) 許可なく壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (8) 施設等の利用を終えたときは、これを原状に復し、又は所定の場所に返還すること。
- (9) センターの維持管理上設けた施設又は設備で一般の利用に供していない場所に立ち入らないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要からセンターの管理の業務に従事する者が行う指示又は指導に従うこと。

(利用後の点検)

第5条 利用者は、施設等の利用を終えたときは、センターの管理の業務に従事する者の点検を受けなければならない。

(破損等の届出)

第6条 利用者は、施設等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、直ちにセンターの管理の業務に従事する者に届け出なければならない。

(指定管理者の公募の公告)

第7条 条例第9条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせるセンターの名称及び所在地
- (2) 指定の予定期間
- (3) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び管理の基準

- (4) 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (5) 指定管理者の候補者となることができる資格を定めたときは、その資格
- (6) 条例第 9 条第 2 項の規定による申請（以下「指定の申請」という。）を受け付ける期間及び次条第 1 項の指定管理者指定申請書の提出先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

（指定の申請）

第 8 条 指定の申請は、市長が定める期間内に指定管理者指定申請書（様式第 1 号）を市長に提出して行うものとする。

2 指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定の申請を行う団体（以下「申請団体」という。）の定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (2) 申請団体が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 管理の業務に従事する者の配置及び勤務体制について記載した書類
- (5) 申請団体のすべての事業に係る指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書
- (6) 申請団体の役員の名簿及び従業員数を記載した書類
- (7) 申請団体の活動実績について記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定にかかわらず、同項第 1 号から第 7 号までに掲げる書類の一部の添付を要しないこととすることができる。

（指定の期間）

第 9 条 指定管理者の指定の期間は、5 年以内とする。

（指定管理者の指定の通知）

第 10 条 指定管理者の指定は、指定管理者指定書（様式第 2 号）を交付して行う。

（指定等の告示事項）

第 11 条 条例第 10 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせるセンターの名称及び所在地
- (2) 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定の期間
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第 11 条第 2 項において準用する条例第 10 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者（指定管理者であった者を含む。）に管理を行わせていたセンターの名称及び所在地
- (2) 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項
- (3) 指定を取り消した場合にあっては、取消しの日
- (4) 管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止した業務の範囲及び停止の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（事業報告書の作成及び提出）

第 12 条 事業報告書（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 7 項の事業報告書をいう。以下同じ。）には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の実施状況及び施設の利用状況

(2) 管理に係る経費等の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために必要な事項として市長が定めるもの

- 2 指定管理者の指定が取り消された場合における取消しの日の属する年度の事業報告書は、当該年度の初日から当該取消しの日の前日までの期間について作成するものとする。
- 3 指定管理者は、毎年度終了後（指定管理者の指定が取り消されたときは、当該取消しの日後）1月以内に、事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（規定外の事項）

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成14年10月6日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
団体の名称
代表者の氏名

印

福岡市NPO・ボランティア交流センターについて指定管理者の指定を受けたいので、福岡市NPO・ボランティア交流センター条例第9条第2項の規定により申請します。

指定管理者指定書

年 月 日

様

福岡市長

印

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり福岡市 N P O
・ボランティア交流センターの指定管理者として指定します。

記

1 指定の内容

(1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(2) 指定する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

(3) 指定する期間

2 備考